

社会福祉法人慈愛会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人慈愛会（以下「当法人」という。）定款第9条及び第24条の規定に基づき、役員（理事及び監事）、評議員並びに評議員選任・解任委員（以下「役員等」とする。）の報酬等について定めるものとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第17条に定める理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、この法人を主たる勤務場所とする役員をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の役員をいう。
- (4) 評議員とは、定款第5条に定める評議員をいう。
- (5) 評議員選任・解任委員とは、定款第6条第2項に定める委員をいう。
- (6) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受け取る財産上の利益及び退職慰労金であつて、費用とは明確に区別されるものとする。
- (7) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（別に定める旅費規程に基づいた交通費、宿泊費）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区別されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として、次のとおり報酬等を支給するものとする。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬等は支給しない。

- | | |
|----------------|------------------------------|
| (1) 非常勤の役員 | 報酬及び退職慰労金を支給することとし、賞与は支給しない。 |
| (2) 評議員 | 報酬及び退職慰労金を支給することとし、賞与は支給しない。 |
| (3) 評議員選任・解任委員 | 報酬を支給することとし、賞与及び退職慰労金は支給しない。 |

(報酬等の額の決定)

第4条 この法人の全理事の報酬総額は、年間700,000円以内とする。

2 この法人の全監事の報酬総額は、年間700,000円以内とする。ただし、その具体的な配分については、同額とする。

(報酬等の算定方法)

第5条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬及び退職慰労金については、別表1に定める額

(報酬等の支給方法)

第6条 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度、支給する。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

3 報酬等は、現金により本人に（死亡により退任した者の退職慰労金であつては、その遺族に）支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

(費用)

第7条 法人は、役員等がその職務の執行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また、前払を要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

2 役員等が出張する場合は、別に定める旅費規程に基づいて、旅費を支給する。

3 役員等が職務の遂行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(公表)

第8条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第59条の2第3項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第10条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則 この規程は、平成29年4月1日から施行する。（平成29年3月30日議決）

この規程の改正は、第2回臨時評議員会承認日（平成30年2月7日）から施行し、平成29年4月1日から適用する。

別表 1

1. 非常勤役員等の報酬

(1) 評議員

職務内容	日額
評議員会、法人及び業務等のための出席	11,137 円

(2) 理事

職務内容	日額
理事会、法人業務等のための出席	11,137 円

(3) 監事

職務内容	日額
法人業務等のための出席	11,137 円
監事監査	22,274 円

(4) 退職慰労金

在任年数 1 年につき 10,000 円

2. 評議員選任・解任委員の報酬

職務内容	日額
評議員選任・解任委員会のための出席	11,137 円